

(3) 重点化枠等の取組に係る畜産クラスター計画の記載方法
(参考様式)

平成 28 年 8 月 30 日全国担当者会議

畜産クラスター計画

都道府県	地域	協議会の名称	作成年月日	更新年月日

活用しようとする特別枠

肉用牛・酪農重点化枠	中山間地域優先枠	輸出拡大優先枠

肉用牛・酪農重点化枠を活用する場合、機械導入事業（重点化枠の取組に係るもののみ）、実証事業に係る事業実施計画書を添付すること。
輸出拡大優先枠を活用する場合、「生産拡大計画（畜産クラスター計画の行動計画等に具体的な記述がなされる場合には、それをもって代えることができる。）」及び輸出に取り組む事業者の「輸出計画」を添付すること。

構成員と役割

構成員	事業内容又は事業手続に係る役割
	1．協議会事務局 2．（番号 ） 3．（番号 ）
	1．（番号 ）
輸出枠での取組にあつては、輸出に取り組む事業者が含まれていること	

「事業内容又は事業手続に係る役割」欄には、「1目的」に記載される番号に係る取組ごとの役割を記載する。

1 目的

番号	テーマ	目的
1	《重点テーマ》 《付随テーマ》	《現状（直近数年間の状況変化）》 《対策を講じない場合に予想される将来の状況》 《目的（将来（ 年後）目指す姿）》
肉酪枠	《テーマ》 乳用後継牛の確保・育成の推進	《現状（直近数年間の状況変化）》 現状水準（既に行われている取組の具体的な内容（4つ以上）） <div style="border: 1px solid red; height: 40px; margin: 5px 0;"></div> <div style="border: 1px solid red; height: 40px; margin: 5px 0;"></div> <div style="border: 1px solid red; height: 40px; margin: 5px 0;"></div> <div style="border: 1px solid red; height: 40px; margin: 5px 0;"></div> 現状水準の達成状況だけでなく、その背景や現状水準の達成に至るまでの具体的な取組等を記載。 《対策を講じない場合に予想される将来の状況》 《目的（将来（ 年後）目指す姿）》

中山間枠	《テーマ》 放牧を活用した規模拡大に必要な畜舎整備	《現状（直近数年間の状況変化）》 対象地域への該当状況（市町村が確認すること） 法に基づく、地域に該当。 《対策を講じない場合に予想される将来の状況》 《目的（将来（ 年後）目指す姿）》
輸出枠		《現状（直近数年間の状況変化）》 《対策を講じない場合に予想される将来の状況》 《目的（将来（ 年後）目指す姿）》

テーマは、「畜産クラスターによる推進が期待される取組類型」に記載された政策課題から選択、又は独自のテーマ設定も可。複数の「重点テーマ」の設定も可（3つ以上の場合適宜記載欄を追加のこと）。協議会が主として達成しようとする「重点テーマ」とその取組の付随的な効果として達成しようとするテーマがあれば「付随テーマ」として分けて記載。ただし、独自のテーマの場合は、地域の生産基盤の強化、収益性の向上に資するテーマであることが、目的の記述から明らかであること。

目的は、「現状」、「対策を講じない場合に予想される将来の状況」を定量的に分析した記述を行うことで、「目的」の設定の必要性を明らかにすること。「目的（将来目指す姿）」は、「畜産クラスターによる推進が期待される取組類型」に記載された「目的」を参考に地域の実情に応じて具体的に記載すること。

2 協議会の取組内容

番号	目的達成のための取組（概要）	取組における中心的な経営体とその他の構成員の連携・役割分担	
		中心的な経営体	その他の構成員
1	〔 都道府県計画等での位置づけ 〕		
肉酪枠	〔 都道府県計画等での位置づけ 〕		

中山間 村	都道府県計画等での位置づけ		
輸出 村	都道府県計画等での位置づけ		(輸出に取り組む事業者)

「目的達成のための取組（概要）」には、目的の番号ごとに対応する取組の内容を記載し、記載に当たっては、「畜産クラスターによる推進が期待される取組類型」に記載された「取組」を参考として、取組の概要を記載する。

「目的達成のための取組（概要）」には、酪肉近都道府県計画、市町村計画、H27年の酪肉近策定に係る緊急3課題、その他地域の畜産振興のために都道府県、市町村が定めた計画（以下「都道府県計画等」という。）における当該取組の位置づけを記載。

「取組における中心的な経営体とその他の構成員の連携・役割分担」には、「畜産クラスターによる推進が期待される取組類型」に記載された「連携の内容（例）」を参考として、取組の主体（主語）を明らかにした上で、その取組において、中心的な経営体や関連するその他の構成員が行う取

組の概要を記載する。

3 行動計画

番号	行動計画の詳細		
	取組毎の行動計画	中心的な経営体の行動計画	その他の構成員の行動計画
		《取組の主体》 《行動計画》	《取組の主体》 《行動計画》 <hr/> 《取組の主体》 《行動計画》
肉酪粹		《取組の主体》 《行動計画》 <hr/> 《取組の主体》 《行動計画》	《取組の主体》 《行動計画》

中山間 村		《取組の主体》 《行動計画》 <hr/> 《取組の主体》 《行動計画》	《取組の主体》 《行動計画》
輸 出 村		《取組の主体》 《行動計画》 <hr/> 《取組の主体》 《行動計画》	《取組の主体》 《行動計画》 輸出計画の概要を記載

「番号」は、「1 目的」及び「2 協議会の取組内容」の番号と対応すること。

「行動計画の詳細」には、2 協議会の取組内容に記載した「目的達成のための取組」の詳細な行動計画と「取組における中心的な経営体とその他の構成員の連携・役割分担」に対応する具体的な行動計画を記載する。具体的な行動計画とは、取組の主体毎に、これまでの取組内容、どのような取組を誰と、いつ（いつからいつまで）、どのような規模、方法により実施するのかを具体的に記載する。これにより、取組の主体が果たすべき役割、計画の実現可能性を明確化すること。

中心的な経営体欄の《取組の主体》、《行動計画》は、個々の中心的な経営体別に記載するものとする。ただし、複数の中心的な経営体が連携して、同一又は類似の取組を行う場合にあっては、《取組の主体》に個々の中心的な経営体を明らかにした上で、共通する取組について《行動計画》に包括して記載することができるものとする。ただし、この場合、個々の中心的な経営体の取組内容の違い（規模、時期、方法等）は、4 の中心的

な経営体の概要で明らかにするものとする。

全体的な調整、推進の役割を果たす構成員（事務局等）が、不特定多数の者を対象とした取組を実施する場合には、様式下段を参考として、その取組に関する中心的な経営体を明らかにしつつ、中心的な経営体以外の者も含む不特定多数の者を対象とした取組であることがわかるよう記載する。

4 中心的な経営体の概要

中心的な経営体の名称	畜産農家・受託組織・新規就農者の別及び飼養畜種		取組における中心的な経営体の役割及び連携の内容 「2 協議会の取組内容」毎に中心的な経営体の役割・連携の相手方を記載 「番号」欄には「2 協議会の取組内容」の該当する番号を記載		活用が見込まれる施策						
	畜産農家等の別	飼養畜種	番号	役割・連携の内容	施設整備	機械導入	調査・実証・推進	畜産・酪農収益力強化 整備等特別対策事業	畜産・酪農生産力強化対策事業	畜産経営体質強化 支援資金 融通事業	その他
肉用牛・酪農重点化枠の取組に参画する中心的な経営体											
中山間地域優先枠の取組に参画する中心的な経営体											
輸出拡大優先枠の取組に参画する中心的な経営体											

「4 中心的な経営体の概要」には、中心的な経営体の概要及び取組の内容、連携の相手方を「2 協議会の取組内容」及び「3 行動計画」に沿って記載する。

中心的な経営体が活用を見込んでいる施策があれば、その施策名を記載する。国庫補助事業以外でも活用を見込んでいる施策があれば記載する。

5 取組により期待される効果

番号	期待される効果 (生産コストの低減、高付加価値化、新規需要の創出等の内容)	目標	検証方法
	<p>《重点テーマに対する効果》 (施設整備等事業実施による直接的な効果)</p> <p>(連携の取組による間接的な効果)</p> <p>《付随テーマに対する効果》</p> <p>《収益性向上効果》</p>	<p>《重点テーマ》に係る KPI</p>	
肉酪粹	<p>《目標水準の達成が見込まれる根拠》 目標水準が達成される根拠について、定量的に記載。</p>	<p>《目標値》 目標水準についての 当該取組における目標値</p>	

<p>中山間 村</p>	<p>《重点テーマに対する効果》 （施設整備等事業実施による直接的な効果） （連携の取組による間接的な効果） 《付随テーマに対する効果》 《収益性向上効果》</p>	<p>《重点テーマ》に係る KPI</p>	
<p>輸出 村</p>	<p>《重点テーマに対する効果》 （施設整備等事業実施による直接的な効果） （連携の取組による間接的な効果） 《付随テーマに対する効果》 《収益性向上効果》</p>	<p>《重点テーマ》に係る KPI</p>	

「期待される効果」・「目標」には、可能な限り定量的に記載されることが望ましい。

「検証方法」には、自らの計画の達成状況を把握するための手段を記載。

《重点テーマ》に対する効果と《付随テーマに対する効果》を記載。

施設整備や機械導入の事業を実施する場合には、その直接的な効果と連携による間接的な効果を記載。

それぞれの効果の総和としての収益性向上効果を記載。